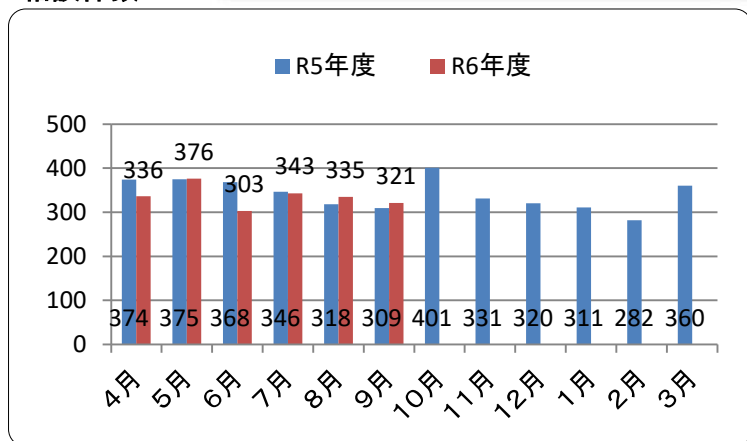


消費生活相談の概要

新潟市消費生活センター
令和6年9月末現在

相談件数



	R5年度 (件数)	R6年度 (件数)	対前年比 (%)
4月	374	336	89.8
5月	375	376	100.3
6月	368	303	82.3
7月	346	343	99.1
8月	318	335	105.3
9月	309	321	103.9
上半期計	2,090	2,014	96.4
下半期計	2,005	-	-
合計	4,095	2,014	49.2

令和6年度(9月) 商品・役務別相談件数 <相談合計 321件>				
順位	商品・役務別	件数 (件)	割合 (%)	主な商品
1位	商品一般	35	13.9	不審な電話・請求、クレジットカードの不正利用
2位	他の役務	31	9.7	火災・地震保険の申請サポート、アナログ回線戻し
3位	食料品	27	8.4	米、海産物、サプリメント(ダイエット・精力剤等)健康食品
	金融・保険サービス	27	8.4	借金(消費者金融・カードローン等)FX投資
5位	保健衛生品	26	8.1	化粧品(ファンデーション・しみ取りクリーム等)育毛剤

令和6年度(9月) 商品・役務別相談件数 <契約者65歳以上合計 120件>				
順位	商品・役務別	件数 (件)	割合 (%)	主な商品
1位	他の役務	18	15.0	アナログ回線戻し、火災・地震保険の申請サポート、不用品回収
2位	商品一般	13	10.8	不審な電話、覚えの無い請求(メール・葉書)
3位	食料品	11	9.2	米、滋養強壮サプリ、海産物
	金融・保険サービス	11	9.2	借金(消費者金融・カードローン等)クレジットカード、定期預金
5位	保健衛生品	9	7.5	しみ取りクリーム、白髪用カラーシャンプー、育毛剤

《相談の傾向》

● 毎月確認をしないと大変なことに！？クレジットカードの利用明細

クレジットカードの利用明細を確認したら覚えの無い請求があった！遑って調べたら数年前から毎月不明な請求が続いていた！という相談が毎月入ります。カード会社に調査をしてもらい、それが不正な利用と判断された場合は補償が適用されますが、多くのクレジットカード会社が補償期間を60日と定めています。期間を過ぎると補償を受けることができなくなるので、クレジットカードの明細は毎月確認をしましょう。

● ちょっと待って！電話勧誘でサポート契約…自分でやればただ同然？

今月の相談件数上位に他の役務（えきむ）が上がっています。相談の内容としては火災・地震保険の申請サポートやアナログ回線戻しのサポート契約に対するものが多いのですが、これはいずれも消費者に無料！安くなる！というキーワードを武器に電話や訪問でアプローチをしてきて、保険の申請サポートや光回線からアナログ回線に戻す手続きのサポート契約を結ばせようとするものです。承諾をすると高額な手数料を請求されたり、よく分からないオプションサービスに加入させられたりするので、注意が必要です。自分で契約先の保険会社や通信事業者に電話で申し出れば簡単に手続きができるので、安易に不要な契約は結ばないようにしましょう。

新潟市消費生活センター(相談専用) 025(228)8100